

綾部市公告第130号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年9月7日

綾部市長 四方 源太郎



(以下掲示済)